

回 答 書

豊見城市 こども未来部 こども応援課

「豊見城市複合型福祉施設（真嘉部コミュニティセンター）指定管理者募集要項」、「豊見城市複合型福祉施設（真嘉部コミュニティセンター）指定管理業務仕様書」等への質問について、下記のとおりを回答します。

1. ①開館日について（仕様書 1p）

仕様書では「毎日開館」とされていますが、第 4 日曜日及び 12 月 30 日から 1 月 3 日までを休館日とすることは可能でしょうか。また、休館日を設定した場合、当該休館日を前提として経費見積りを作成してよいでしょうか。

【回答】

豊見城市複合型福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則第 12 条により、豊見城市複合型福祉施設休館日等承認申請書を提出し、市長の承認を得て休館日を定めることが可能です。

また、当該休館日を設定することを前提とした経費見積りを作成することも可能です。

2. ②休館日・開館時間の変更について（仕様書 1p）

指定管理者は、市長の承認を得て休館日や開館時間を変更できるとありますが、市生涯学習フェスティバル等の市主催事業への協力や、おばけやしき等の児童館事業に係る準備等を理由として、休館や開館時間を変更することは可能でしょうか。また、年間を通して休館日を設定することは可能でしょうか。

【回答】

豊見城市複合型福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則 第 12 条により、豊見城市複合型福祉施設休館日等承認申請書を提出し、市長の承認を得て休館日や開館時間を変更することは可能です。

なお、年間を通して休館日を設定することは想定しておらず、個別の事情が発生した際に、その都度、豊見城市複合型福祉施設休館日等承認申請書を提出し、市長の承認を求めていることになります。

3. 夜間利用がない場合の閉館について

開館時間は「午前 9 時から午後 9 時まで。ただし、指定管理者は市長が必要と認めるときは変更することができる」とされています。

令和 6 年度までは、平日の午後 9 時まで「こどもの居場所事業」が実施され、夜間利用団体と併せて利用されていましたが、令和 7 年度以降は同事業が別施設での実施となり、現在は夜間利用団体のみの利用となっています。そのため、夜間利用団体の利用がない日は、夜間管理人のみの勤務となり、利用者がいない状態で午後 9 時まで開館している状況があります。

仕様書では「効率的かつ効果的な管理運営を行い経費の縮減に努めること」とされていることから、夜間利用団体の利用がない日については、利用状況に応じて閉館時間を繰り

上げるなど、開館時間を短縮することは可能でしょうか。また、その場合、指定管理者からの申請により市長の承認を得ることが可能でしょうか。

【回答】

豊見城市複合型福祉施設の設置及び管理に関する条例 第12条(開館時間)において、「施設の開館時間は午前9時から午後9時までとする。ただし、指定管理者が必要と認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更することができる。」と定めており、特別な事情が無い限り、開館時間は「午前9時から午後9時まで」となります。

以上のことから、「夜間利用団体の利用予約が無いこと」を理由として、閉館時間を繰り上げるなど、開館時間を短縮することは想定しておりません。

4. 職員配置について(仕様書 2p)

「利用時間帯の勤務者数は2名以上を原則とする」とありますが、ここでいう「利用時間帯」とは、開館時間(9時から21時)全体を指すのでしょうか。また、2名以上の配置が必要となる時間帯をご教示ください。

【回答】

利用時間帯とは、開館時間(午前9時から午後9時まで)のうち、夜間時間帯午後6時から午後9時までを除く、午前9時から午後6時までを想定しております。

仕様書第1章 基本項目 8. 職員の要件(1)にあるとおり、利用時間帯の勤務者数は、2名以上を原則とします。(ただし、1名を除き児童厚生員を補助する役割の者をもってこれに代えることができる。)

5. 修繕費について(仕様書 5p)

軽微な修繕(1件10万円以内)は指定管理者の負担とされていますが、年間の修繕費について上限額を設定する予定はありますでしょうか。また、経費見積りで計上した修繕費を超える修繕が発生した場合の取扱い及び、施設ごとの想定修繕費額についてご教示ください。

【回答】

仕様書 第4章 その他 1. 責任分担の考え方③施設の修繕(小規模)(11ページ)に記載されているとおり、軽微(1件10万円以内)については指定管理者の負担となります。

年間の修繕費について、上限を設定する予定はありません。

また、経費見積りで計上した額を超える修繕が発生した場合についても、軽微な修繕(1件10万円以内)については、指定管理者の負担になります。施設ごとの想定修繕費額については、市から提示はいたしませんので、適切に想定し経費見積りに計上してください。

6. 建築基準法第12条第3項に基づく定期検査について(仕様書 5p)

建築基準法第12条第3項に基づく定期検査について、検査内容、実施頻度及び指定管理者が負担する費用の範囲をご教示ください。

【回答】

仕様書第2章 1. 各種業務 (6)施設・設備管理業務③建築基準法第12条3項の規定による定期検査の実施(6ページ)について、改めて沖縄県建築基準法施行細則等において対象施設の要件を確認したところ、定期報告対象建築物等の対象から外れていることが判明しましたので、仕様書から削除いたします。

7. 指定管理料の経費費目について(仕様書 9p、募集要項 2p)

指定管理料に含まれる経費について、経費見積りの作成にあたり、具体的な経費費目の例示はありますでしょうか。

【回答】

別紙のとおりとなりますので、ご参照ください。

8. 一般管理費について(仕様書 9p、募集要項 2p)

指定管理業務の実施に伴う一般管理費(総務・庶務等の間接経費)を、指定管理料に計上することは可能でしょうか。

【回答】

一般管理費については、仕様書第3章 管理運営費 1. 指定管理料(2)指定管理料に含まれる経費(9ページ)に含まれませんので、計上することはできません。

9. 施設の指定管理料の配分について(仕様書 9p、募集要項 2p)

2 施設の指定管理料について、2 施設の合計額を超えない範囲で、年度ごとの施設別配分額を変更することは可能でしょうか。また、年度途中の人事配置の変更や修繕等の予期せぬ支出により一方の施設で指定管理料が不足した場合、他方の施設の不用額を充当することは可能でしょうか。

【回答】

今回の豊見城市複合型福祉施設(真嘉部コミュニティセンター)及び児童厚生施設(わくわく児童館)指定管理者募集については、2 施設を合わせた公募となっているため、仕様書第3章 管理運営費 1. 指定管理料(1)指定管理料(9 ページ)の額において 2 施設を合わせた上限額を示しております。

指定管理料は、「指定管理の候補者が申請の際に掲示した金額をもとに、市と指定管理候補者との間で協議のうえ、予算の範囲内で単年度毎に協定して定めること」としておりますので、ご質問の年度毎の配分額の変更等については、指定管理候補者の決定後、協議の上、決定する事項となります。

また、年度途中の配分額の変更は不可となります。

10. 夜間管理業務の第三者委託について(11p)

夜間管理業務(18 時～21 時)について、仕様書における「個別の建物維持管理業務等の第三者への委託」に該当するものとして、シルバー人材センター、警備会社等の第三者へ委託することは可能でしょうか。

【回答】

業務仕様書の第 4 章 その他 2. 遵守事項(4)業務の再委任(11 ページ) に定めのある「個別の建物維持管理業務等」に該当するため、夜間管理業務(18 時から 21 時まで)は第三者へ委託することは可能です。

11. 放課後児童健全育成事業について

有資格者等の人員確保が困難となった場合、当該事業を他団体へ引き継ぎ、現在のクラブ名等を継承して事業を継続することは可能でしょうか。また、その場合、実施主体が現在の指定管理者である法人以外の団体となることは可能でしょうか。

【回答】

仕様書第 2 章 運営 2. 各種事業 (6)放課後児童健全育成事業 ②他の運営者に施設の利用を許可し、実施する場合(8 ページ)に記載の通り可能ですが、**事前に市の承認を受けてください。**なお、他団体や他法人が運営する場合においても、**施設の運営主体は指定管理者となります。**

(「放課後児童クラブ運営方針(令和7年1月22日こ成環第16号)」及び「豊見城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づく適切な運営について、指定管理者で、管理監督責任があります。)

12. 児童クラブ室の夜間利用について

放課後児童健全育成事業の開所時間を現在の午後 7 時から午後 6 時 30 分までに変更した場合、午後 6 時 30 分以降、児童クラブ室を子どもの貧困対策事業等の別事業に利用することは可能でしょうか。

【回答】

放課後児童クラブの利用者ニーズ調査に応じて開所時間の変更は可能です。また、当該放課後児童クラブの開所時間外に実施され、放課後児童クラブの運営に支障をきたさない範囲で、他事業を実施することは可能です。**(事前に市の承認が必要です。)**

その際は、「多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について」(令和3年3月31 日子発 0331 第9号、社援発 0331 第 15 号、障発 0331 第 11 号、老発 0331 第4号厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知)を参照してください。

ただし、事業関連費用については、それぞれの事業の利用時間数等などにより、合理的・客観的に説明できる方法で按分してください。

なお、開所時間を 18:30 までに変更した場合は、豊見城市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱における放課後児童健全育成事業の長時間開所加算額や放課後児童支援員等処遇改善等事業の事業要件に関わる内容になるため、ご注意ください。

別 紙

真嘉部コミュニティセンター・わくわく児童館指定管理料

	支出科目	内容
人 件 費	館長手当	館長手当
	職員給与・諸手当	基本給、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外手当、期末手当
	臨時職員賃金	臨時職員
	社会保険料等	社会保険、労働保険料（正職員・臨時職員）
事 業 費	福利厚生費	健康診断料
	研修費	研修会資料、旅費
	報酬	各種委員報酬
	消耗品費	事務用品、器具什器
	印刷製本費	活動報告書作成
	水道光熱費	水道料金、電気料金、ガス料金
	燃料費	ガソリン代
	修繕費	施設・備品修繕費（10万円以下のもの）
	通信運搬費	電話料金、郵便料金、インターネット料金
	委託料	ゴミ収集、機械警備、各種点検費用、保守費用
	賃借費	コピー機、パソコン、駐車場
	負担金	児童館連絡協議会、汚水処理施設管理
	損害保険料	児童安全共済保険加入
	その他雑費	振込み手数料、共済会費等
	積立金	退職積立金
令和9年度～令和11年度 真嘉部コミュニティセンター・わくわく児童館指定管理料 156,026,000円（債務負担行為額） 令和9年度 51,019,000円 令和10年度 52,033,000円 令和11年度 52,974,000円		